

甲種火薬類取扱保安責任者試験
乙種火薬類取扱保安責任者試験
丙種火薬類製造保安責任者試験

令和8年度 試験案内

経済産業大臣指定「指定試験機関」
公益社団法人 全国火薬類保安協会
東京都中央区八丁堀4丁目13番5号(幸ビル)
電話 03-3553-8762 (代)

(受験願書の受付期間)

令和8年7月17日(金)～令和8年7月27日(月)

(注意事項)

- ・受験願書は「振替払込受付証明書」の貼付がないと受け付けられません。
- ・受付後の「受験地」の変更は出来ません。
- ・受付後の「受験しようとする試験の種類」の変更は出来ません。
- ・受験に当たって、試験会場にて車椅子を使用しなければならないなど、配慮を必要とする場合は事前にご連絡ください。

火薬類取締法第31条第3項に基づく火薬類製造・取扱保安責任者試験の実施に関する事務は、昭和61年5月の火薬類取締法の一部改正により、昭和62年度からは経済産業大臣の指定する者（指定試験期間）として当協会が実施しています。

本年度の知事試験は、次の通り実施します。

1. 試験の種類 甲種火薬類取扱保安責任者試験
乙種火薬類取扱保安責任者試験
丙種火薬類製造保安責任者試験

2. 試験日時 **令和8年10月25日（日曜日）**
甲種及び乙種火薬類取扱保安責任者試験
午後1時～午後3時
（ただし、一般火薬学免除者は午後1時～午後2時）
丙種火薬類製造保安責任者試験
午後1時～午後3時30分

3. 願書受付期間 **令和8年7月17日（金）から令和8年7月27日（月）まで**
受付時間 土曜日及び日曜日を除き 午前9時30分から
午後4時30分まで
郵送による場合は7月27日（月）までの消印のあるものまで有効です。

4. 受験資格
学歴・経験の有無を問いません。

5. 試験課目
甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験 ①火薬類取締に関する法令、②一般火薬学
丙種製造保安責任者試験 ①火薬類取締に関する法令、②信号焰管、信号火
せんまたは煙火（原料用火薬及び爆薬を含む。）製造工場保安管理技術、③信号焰管、信号火
せんまたは煙火（原料用火薬及び爆薬を含む。）製造方法、④火薬類性能試験方法、⑤一般教養科目
注：火薬類取締りに関する法令は、令和8年4月1日現在施行されている法令に基づく。

6. 受験手数料
受験手数料 18,000円（非課税）
折り込みの指定用紙を使用し、**1名ずつ郵便振替により令和8年7月27日までに郵便局で
払い込んでください。**払い込んだことを証明する**振替払込受付証明書（ATMを使用の場合は
ご利用明細票の写し）**は受験願書裏面所定箇所に貼付してください。
なお、振替手数料は受験者の負担とし、一度払い込まれた受験手数料は、試験事務規程に
より原則として返却しません。

7. 提出書類

- (1) 受験願書
- (2) 受験票（郵便はがき）及び受験票控 受験票には 85 円切手を貼付してください。
- (3) 写真 受験票控に貼付してください。
- (4) 住民票（受験者本人のもので「個人番号」の記載のないもの）
出願前3ヶ月以内に市町村長から交付を受けたもの。
本籍の記載は必要ありません。
- (5) 試験課目免除理由を証明する文書（試験課目免除申請者のみ）

8. 出願方法

受験願書等提出書類を整えて、受験希望地の（公社）全国火薬類保安協会都道府県試験事務所に申し込んでください。願書の受付後は、試験の種類、受験地の変更はできません。受験願書等の受理手続きが完了した受験者に対しては、10月上旬に試験事務所から直接受験票を送付します。

9. 合格基準点

甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験の合格基準点は、各課目とも60点以上です。
丙種火薬類製造保安責任者試験の合格基準点は、法令、保安管理技術、煙火製造方法、火薬類性能試験方法は60点以上、一般教養科目は50点以上です。

10. 試験の解答

試験日の翌日以降試験結果発表日まで、当協会のホームページに掲載します。

11. 試験結果の発表

令和8年12月8日（火）

発表は、試験事務所に公示するとともに、受験者には合否を個人毎に通知します。
また、合格者の受験番号を（公社）全国火薬類保安協会のホームページに掲載します。
なお、個人の得点、採点内容に関する問い合わせには、一切応じられません。
ホームページのアドレスは次のとおりです。

<https://www.zenkakyo-ex.or.jp>

受験願書の提出上の注意事項

1. 受験願書は、試験案内に折り込みの用紙を用い、所定の欄に楷書で丁寧に記入してください。住所、氏名は、住民票抄本をよく見て、正しく記入してください。
2. 書類が不備なものは、受けられませんので注意してください。
 - (1) 受験願書
受験願書裏面の所定箇所に振替払込受付証明書を貼付していないものは、受付ません。
 - (ア) 「受験しようとする試験の種類」欄は、受験しようとする試験の種類（取扱、製造）と資格区分（甲種、乙種）の番号を○印で囲み、不要部分を＝で消してください。
 - (イ) 「試験課目の免除申請」欄は、試験課目免除申請の有無、免除課目の番号を○印で囲み、免除の理由を記入してください。

免除課目は、火薬類取扱保安責任者試験にあつては「全課目」又は「一般火薬学」、また、火薬類製造保安責任者（丙種）試験にあつては「一般教養科目」です。試験課目の免除を申請する者は、免除申請資格を証明する文書（注①～③）を添付してください。また卒業証明書等の氏名が婚姻等で変わった場合は戸籍抄本を別に添付してください。

なお、課目免除について不明な点があるときは、都道府県試験事務所に問い合わせてください。また、大学等に在学中であっても「一般火薬学」の免除が受けられる場合があるので、詳細は都道府県試験事務所に問い合わせてください。

（火薬類取扱保安責任者試験）

- (注)①「全課目」免除申請者……火薬類製造保安責任者免状（甲種又は乙種）の写し
(注)②「一般火薬学」免除申請者……卒業証明書及び火薬学関係講義の単位取得証明書（履修証明書、修得証明書等火薬学を修得した事実を証明するもの）又は火薬係員試験合格証の写し

（火薬類製造保安責任者（丙種）試験）

- (注)③「一般教養科目」免除申請者……高等学校（旧制中等学校）等の卒業証明書
(ウ)「最終学歴」欄は、最終卒業学校名及び卒業年月を記入し、学生にあつては現在在学中の学校名及び○学年在学中と記入してください。

(2) 写 真

- (ア) パスポートの申請に用いる写真の要件（旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）別表第1）を満たしたものを貼付してください。
(イ) 写真（たて4.5cm×よこ3.5cm）は、受験票控に貼付してください。
(ウ) 出願前6か月以内に撮影した正面、脱帽で背景のないもの。
(エ) 撮影年月日を記入してください。

(3) 受験票（郵便はがき）及び受験票控

- (ア) 郵便番号、住所、氏名、試験の種類、生年月日、連絡先（勤務先等名）、電話番号、（必要に応じ）ファックス番号を記入し、職業欄を○で囲んでください。
(イ) 住所、氏名は楷書で丁寧に書いてください。
特に住所については、現住所とし、確実に配達されるように、同居先、居住先の名前、建物名、会社・寮名まで詳しく記入してください。
(ウ) 受験票はがきには、必ず85円切手を貼付してください。

郵便局での受験手数料の納付方法及び払込用紙の記載要領

1. 振替払込指定用紙（3連式）の裏面の注意書きをよく読んで記入してください。
2. 振替払込請求書兼受領証は領収書の代わりとなるものです。大切に保管してください。
（領収書の再発行や払込証明書の請求には応じられません）
3. 払込取扱票及び振替払込請求書兼受領証には、受験者氏名、受験地（都道府県名）を必ず記入してください。
（払込人住所氏名は家族や会社等名でも構いませんが、受験者氏名欄に家族や会社等名で記入すると本人確認ができない場合があります）